

中央区男女共同参画推進委員会設置要綱

平成15年10月31日15中総総第676号
改正平成24年5月15日24中総総第270号
改正平成26年4月1日26中総総第1519号

(設置)

第1条 中央区男女共同参画行動計画の改定、点検及び評価を行うため、中央区男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査及び討議をし、その結果を区長に提言する。

- 一 中央区男女共同参画行動計画の改定に関すること。
- 二 前号に規定する計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(構成)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員20名以内をもって構成する。

- 一 学識経験者 3人以内
- 二 区内女性団体の推薦する者 5人以内
- 三 区内各種団体の推薦する者及び有識者 5人以内
- 四 公募区民 3人以内
- 五 行政職員 4人以内

2 区長は、推進委員会の委員（前項第2号に規定する区内女性団体の推薦を受けた者を除く。）の性別による構成比が1対1となるように努めるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

- 2 会長は推進委員会を主宰し、推進委員会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 推進委員会は、会長が招集する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があるときは関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。